

奈良市西狭川町所在 九頭神社と笠置寺との関係 資料三五一他

解説 奈良市西狭川町（旧奈良県添上郡西狭川村）に所在する九頭神社は江戸時代、狭川村上下八カ村の氏神であった。この九頭神社の宮寺である勝福寺（下五ヶ村宮寺）、薬師寺（上三ヶ村宮寺）の両寺は笠置寺の子院であったことから、本寺としての笠置寺は九頭神社をその支配下に治め、神社の遷宮神事についても笠置寺が神主同席のもとその導師を務めていた。

山城郷土資料館寄託文書には九頭大明神の遷宮で生じた争いを寺社がらみの争いは本寺で裁くのが法であるとの藤堂藩の指示で笠置寺が調整役として解決に当たった文書、そして恒例の遷宮に関する資料が残されている。

現在は笠置寺とは全く関係を有しない神社となっているが、これは明治維新の神仏分離令に起因するものであろう。

立派な社殿を残すこの神社は室町末期頃の創建で江戸時代には狭川の氏神として信仰を集めていた。秋祭りで行われる田楽舞は現在も引き継がれ、県無形民俗文化財に指定されている。



享保二年（一七一七年）十一月十四日 資料二五号
子院薬師寺の移転について

原文

表題

福寿院

上狭川薬師寺三ヶ村之宮寺仕度由願之一件

右之控大庄や森本庄右衛門方ニも有之候

解説 右記表題のもとに綴り込まれた一連文書。南笠置の西南に隣接する狭川の集落にある狭川中森宮は狭川上下八ヶ村の氏神で、この中森宮境内に以前から無住の古寺があったが、今回笠置寺末寺吉水寺傘下、西村所在の薬師寺をこの境内に移して薬師寺と称し、上狭川村三ヶ寺の宮寺にしたいという村総意による一連の願書原稿である。因みに下狭川村の宮寺、勝福寺も同じく笠置寺の末寺であった。

文中の宮寺とは一般に神宮寺ともいい、神祇に仕える目的から神社に付属して営まれた寺院である。

狭川中森宮寺号無之ニ付、西村薬師寺之

寺号を申請之願出并為取替一札共写

奉願一札

一狭川中森之宮ハ狭川上下八ヶ村之氏神ニ而御座候、
此境内ニ上狭川西村領内ニ古来ヨリ廬一字御座候、
寺号廬号本寺も無御座候、宗旨帳面ニも付不
申、勿論無住ニ而御座候ニ付、此度た、み申候而西村
薬師寺ヲ中森へ引移し、則薬師寺と号、上狭川之
三ヶ村之宮寺ニ仕度奉願候、則三ヶ村相談相済、
何連も得心仕候ニ付御願申上候、御赦免被為成下
候ハ、互ニ念入一札取替シ指障無御座候様ニ可仕候、
下狭川五ヶ村之宮寺ハ勝福寺と申、下狭川
之内ニ別院御座候、右之通、宜様ニ御願之言上
可奉候以上

享保貳酉年（一七一七年）十一月十四日

上狭川西村庄屋 たれ

同村年寄 たれ

同村組頭 たれ

両村東村

右同所

大庄屋奥書御有之願書共格ニ相認

森本庄右衛門殿

一札

此度西村薬師寺ヲ中森へ引移シ、上狭川三ヶ村之宮寺ニ致、則薬師寺と号シ、以後修覆ハ上狭川三ヶ村ヨリ仕、住持替之節も三ヶ村庄や年寄相談之上ニ而御願被成、万端西村壹ヶ村之役介為致申間敷之旨、是迄之薬師寺屋敷、境内合壁迄、諸道具等も龍尾寺附致申様との義、委細御届、村中得心ニ而任其意申候、然上者向後薬師寺之義ハ西村壹ヶ村之寺ニ而無御座候、尤互ニ少も申分無御座候、扱為後日村中連判如件、

西村惣百姓 連名

享保二酉年（一七一七年）十一月

上狭川西村 庄や

年寄

南村 東村同断

一札

此度御願申上ケ西村薬師寺ヲ中森宮之境内、西村領内へ引移シ、上狭川三ヶ村之宮寺ニ仕候、則薬師寺と号、以後修覆ハ上狭川三ヶ村ヨリ仕リ、住持入替之節、三ヶ村庄屋年寄相談之上、御願申上、万端西村壹ヶ村之役介ニ為致申間敷候、是迄之薬師寺屋敷境内合壁、諸道具等も西村龍尾寺附ニ被成、此段少も申分無御座候為後日一札如件、

東村庄屋 たれ
同村年寄 たれ
同村 たれ
組頭
南村等同断

享保二酉年（一七一七年）十一月

西村庄屋

年寄

村中

一札

西村真言宗薬師寺之儀、此度中森宮は
境内へ引移シ、自今狭川三ヶ村之宮寺、薬師寺ト
号、是迄之薬師寺屋敷、境内合壁、諸道具
等は同村龍尾寺附ニ被成候、向後薬師寺住持
入替之義、其外万端上狭川三ヶ村捌ニ被成候
義、於拙僧聊申分無御座候間、中森へ残越住持
相勤申候、為其一札如件、

薬師寺住持

通春 印

享保貳酉年（一七一七年）十一月

三ヶ村庄屋年寄連名

一札

当寺末寺、西村薬師寺之義、中森宮之境内江
引越、上狭川三ヶ村之宮寺ニ仕、則薬師寺号シ、是迄之
薬師寺屋敷、境内合壁并諸道具等は、
西村龍尾寺附ニ仕度ノ由、委細承、届任
其意申候、尤本寺ヨリ少も指障申義無御座候、
扱其一札如件、

享保三戌 戊年（一七一八年）九月十七日

狭川東村

真言宗

吉水寺

印

知閑

書判

三ヶ村庄屋年寄連名

右本寺（吉水寺のこと）之一札ハ寺引申節無住ニ付、追而住持居リ候節
取申ニ付、年号違申候、夫故寺引願之節別ニ大庄屋覚計差上写、

覚

一西村薬師寺取替奉願候ニ付、當住通春并上狭川

三ヶ村取替^江証文以上三通相添奉願候、

本寺吉水寺ヨリも証文取上可申所、当分無

住ニ而御座候故、証文相調不申候、重而住持

居リ申刻、証文取、差上可申候以上、

森本庄右衛門

享保二酉年（一七一七年）十一月

御奉行様

郡御奉行様

右数通之一札先年森本庄右衛門取次ニ而古市御役所へ
被差上候、庄右衛門方之控へ写シ置者也、

宝暦十年（一七六〇年）二月 資料三五一号、八二号
狭川村九頭大明神遷宮出入りについて裁定の一件

解説 資料三五一号は関係当事者への呼び出し状である。

江戸末期には子院をすら押さえることが出来なくなってくる笠置寺ではあるが、まだ当時は子院関係の争いの調整役として力を発揮していた。

原文（資料三五一号）

封書表

狭川八ヶ村	笠置山
役人中	年預

口述

一九頭大明神遷宮之儀、

寺社掛リ故、国法之通、

本寺ニ而取計可申様ニ、

古市御役所ヨリ被仰付候、

依之申渡所有之候間、

各々明御十九日八ツ時

迄ニ被申合、無間違

登山可有之候以上

笠置山

年預

辰（宝暦十年、一七六〇年）二月十七日

狭川八ヶ村

役人不残

上下座衆

兩人共

勝福寺

薬師寺

銘々印形持参可有候事

右書付登山候節持参可有候事

解説 資料八二号は関係当事者への申渡状である。

原文

綴じ込みの表紙

狭川八ヶ村氏神九頭大明神遷宮出入
ニ付従当山双方へ申渡書付之控

申渡覚

一 狭川八ヶ村

氏神九頭大明神遷宮之儀ニ付、薬師寺

ヨリ当正月廿日、古市御役所江追訴仕候趣、

乍然此儀寺社掛リ故、笠置山於本寺、

国法之通取計候様ニ被仰付候、

一下五ヶ村宮寺勝福寺

一上三ヶ村宮寺薬師寺

右五ニ宮寺ニ其紛依無之、遷宮之儀

今度勝福寺へ申渡候已来、本社末社共

順番ニ遷宮相勤候条、急度申渡候、

尤住僧之儀、両寺共時々転住有之候間、

上下八ヶ村役人并座衆之銘々、後々

違乱無之様ニ急度可相守事、

一大切之氏神、争論ニ付修理之儀数年来

捨置候事、神慮之恐を不顧、我俣之働

甚以不屈之至リ候、早々八ヶ村打寄、下遷宮

相頼、氏神修覆ニ急々取掛リ候様可致事、

右之條々一山評議之上申渡候以而

如件、

笠置山 福寿院

宝曆十庚 辰年（一七六〇年）二月 文殊院

多聞院

狭川八ヶ村

役人中

上下座衆

勝福寺

薬師寺

八ヶ村 惣氏子中

右之通式通相認、下五ヶ村へ尅通、上三ヶ村へ尅通下渡

申渡覚

一下狭川五ヶ村社僧祈願者、従古来勝福寺ニ

相定リ候上者、五ヶ村中正五九月日待月待^并

荒神供定リ之祈願者勝福寺指置、外寺

相頼候事堅無用、

一無住之節、或者病人杯有之節、不時之

祈願者施主之任意行、何方成共可

相頼事、

一勝福寺者元来五ヶ村持之寺ニ而候間、

五ヶ村打寄以相談、寺相続仕候様可

被致古法ニ候、

右之通後々違乱無之様可被相心得候、以上

笠置山 年預

宝曆十^庚辰年（一七六〇年）二月

下狭川五ヶ村惣中

右被仰渡候趣、何れも奉畏候ニ付、印形仕候

上手村庄屋

喜兵衛

下手村庄屋

政次郎

門前村庄屋

徳次郎

城戸村庄屋

義平次

中村年寄

宇兵衛

門前年寄

藤四郎

城戸年寄

源十郎

座方

平七

同

平次郎

上狭川西村庄屋

小三郎

両村庄屋

林平

東村庄屋

新右衛門

西村年寄

甚兵衛

両村年寄

喜右衛門

東村年寄

利八

座方 右兵衛
座方 次郎右衛門

狭川八ヶ村氏神九頭大明神遷宮出入
ニ付、従当山双方へ申渡書付之控

覚

一 狭川八ヶ村

氏神九頭大明神遷宮之儀ニ付、薬師寺ヨリ
当正中、古市御役所江出訴仕候趣、
此儀、寺社掛リ故、兼而寺法中之出入者本寺
捌と被仰付候国法ニ候得者、此出入者寺法
之儀ニ候間、於笠置山取計候様ニ被仰付候
ニ付、申渡候、

一下五ヶ村宮寺勝福寺

一上三ヶ村宮寺薬師寺

右五ニ宮寺ニ其紛依無之、遷宮之儀、今度
勝福寺へ申渡候已来、本社末社共ニ順番ニ
遷宮相勤候ニ付、急度申渡候、尤住僧
之儀、両寺共、時々転住有之候間、上下八ヶ村
役人并座衆之銘々、後々違乱無之様ニ
急度可相守事、

一大切之氏神争論ニ付、修理之儀数年来
捨置候事、神慮之恐、氏子不馨品之基ニ
候間、八ヶ村打寄、早々下遷宮相頼、氏神
修覆急々取掛リ候様可致事、

右之條々一山評議之上申渡候仍而如件、

笠置山 福寿院 印
宝曆十庚 辰年（一七六〇年）二月 文殊院 印
多聞院 印

狭川八ヶ村 役人中
上下座衆
勝福寺
薬師寺
八ヶ村 惣氏子中

右被仰渡候趣、何れも奉畏候ニ付、連印仕候

下狭川上手村庄屋喜兵衛

下手村庄屋 政次郎

門前村庄屋 徳次郎

城戸村庄屋 義平次

中村年寄 宇兵衛

門前村年寄 藤四郎

城戸村年寄 源十郎

座方 平七

座方 平次郎

上狭川西村庄屋 小三郎

両村庄屋 林平

東村庄屋 新右衛門

西村年寄 甚兵衛

両村年寄 喜右衛門

東村年寄 利八

座方 右兵衛

座方 次郎右衛門

天明七年（一七八七年）一月 資料一二四号
下遷宮に関する一件

解説 一連の資料は六枚一帖となっており、笠置寺多聞院快庵が遷宮の次第を後日のために書き置いたものである。

（その一）

下遷宮入用

一銀拾八匁九分貳厘

内

壺匁五分

餅米三升

壺匁六分二厘

うる白米三升六合

五分

小豆壺升

九分

半紙三帖

壺匁六分

桶壺ツ 手桶壺ツ

かいけ貳本

貳分四厘

土器七拾枚

壺匁壺分五厘

油五合代

七分

御酒壺升代

壺分九厘

そう里貳足

七匁七分

木めん壺疋代

三分七厘

菓子代

壺匁二分

右之品南都江

取遣候入用

壺匁二分五厘

手樽壺個

右者享保十九年甲寅六月

天神様

御霊様

聖宮様

久世明神様

上□日之時入用之控也

天明七丁未（一七八七年）正月写之

(その二)

六月十七日

上遷宮入用

一式百老匁八厘

内

三拾九匁

一匁七分五厘

老匁六分五厘

老匁

八匁

三分

式匁二分

六分

六分

五分

四分

四匁式分

四分

式匁二分五厘

三匁五分

四匁五分

八匁老匁分

老匁二分五厘

四匁五分

式匁

老匁五厘

四匁六分

老匁九厘

式匁五分老厘

九分二厘

四匁三分

式匁四分

式拾九匁八分

八匁六分

晒三疋代

中半紙七帖

上半紙五帖半

奉書拾枚

染神供様六代

青土作紙三枚

松原紙式拵代

色紙五十枚

同五十枚

水引廿把

かわらけ□□□□

まつかわ代

菜種代

末広老本代

扇子四拾本代

花ひら七拾枚

櫛五本代

老斗八升

小豆式升五合

餅米九升

干菓子老斤

酒老升五合

諸白式升

かや三合

いそくり八口

木綿手拭三ツ

花籠かり賃

てうしひさけ代

両度遷宮札

八百物代

老奴五分 白三〇代

式奴四分 内^ニ而買うりなすひ代

三奴 上素麵拾五わ代

九奴六分七厘 白米式斗老升五合

式分 宮^ニ而〇〇〇米

老奴五厘 小豆四合

七分 精進物色々々

九奴八分 酒老升

参詣之人 同式斗四升ノ内

盛申候 孫四郎等を残

老奴 老斗四升代

式奴四分

大豆式升

〇〇〇

南都へ買物^ニ

遣し人式人御用

式拾八奴二分 両度遷宮伴僧雇い礼

一拾奴六分

神主右衛門

志まじ松兵衛

遣候祝儀

内 式奴志まじへ遣し

一拾老奴式分五厘 かり桶三ツ代

是ハ拵候□下地之桶

新敷候処遣不申候

右下遷宮同所写之

(その三)

宝曆九年（一七五九年）卯七月

御造宮兩遷宮入用控

一 八奴五分二厘 下遷宮時米酒代

一 四拾四奴老分五厘 上棟入用

一 百老拾七奴六厘 上遷宮入用

右同所宮代分借用

写之者也

天明七^丁未（一七八七年）正月吉日

多聞院住

快巖

（その四）

下遷宮の次第

原文

天明七^丁未正月晦日^{木曜}
^{基宿}

吉日、下遷宮導師多聞院

現住快巖、則天明四年之十月、

兼栗栖寺社役、今般右導師

相勤者也、伴僧豊山沙門水戸組

大田相勤之、宮本森本政三郎、

同舍弟武助、政三郎息政八郎、

右三人出勤、正^レ下遷宮之時ハ

政三郎兄弟二人麻上下^ニ而出勤、

導師衣体麻黄色衣、如法衣、

伴僧黒衣五色五条袈裟、神主

長五郎、木綿常之仰候、帰之時

白帖烏帽子許、筵道御備物

相以指図申付、尤此時豊山

珠光院智存被帰、来客□□

組内入魂故、諸事遷宮之次第

内々申談、下遷宮之節本地堂^{ニテ}

本地供修行有之、各仮

宮本兩人の神主、僧衆三人

同席、尤宮本^{ヨリ}饗応也、

前日、二日大雨中難及之所、

神徳難有候事、正しく

遷宮之御時^ニ至て初夜過^{ヨリ}

快晴、無障御遷座、何も

難有奉存者也、遷宮相済、

僧衆三人、宮本兩人神主

同席ニ而御酒頂戴、吸物

素□右年寄ヨリ饗応也、

翌二月朔日、御殿ヨリ内御殿

并御神鏡酒木、座敷江

勸請、急々諸ノ人々江令拝見者也、

棟札三枚、則写之置也、後來

遷宮之性格を不忘失ためニ記之者也

于時天明七丁未（一七八七年）二月晦日

笠置山多聞院住 快巖

兼 栗栖寺